

今あるものづくりを その先の未来へ

e建具

TATEGU

2013

7月号



木材利用ポイント制度がスタート



ドアにシート類やメラミン板は基本的に使用しない



ドアのヒンジもデザイン性重視



ドアノブにも施主の要望を反映

マンションの注文住宅とも形容されるコーポラティブハウスとは、インターネットで希望するエリアの物件に集まった施主が組合を作り1年半〜2年かけてマンション（集合住宅）を建設するもの。コーポラティブハウスの企画・設計・コーポラティブを行なう会社は首都圏で7〜8社存在する。

港区三田の個性派デザイン

コーポラティブハウスの企画・コーポラティブを行うコプラスは設立5年目の企業。現在10棟目のコーポラティブハウスを手がける。

写真は港区三田4丁目の高台で7棟目に昨年夏に完成した物件。インターネットや周辺への折込みチラシ

で集客。30代〜40代の夫婦が大半。価格は3000万円台〜7000万円台とエリアでは割安感のある設定となっている。全16部屋が角部屋。フラットタイプ、メゾネットタイプ、勾配天井、吹き抜けなど14の異なるスケルトンをベースに多様なバリエーションを用意している。部屋ごとに施主のこだわりが色濃く反映されていることが分かる。

同社の設計上の方針として、手すりやフラットバーはスチール素材、フロアやドアにはシートやメラミン化粧板を使わないことにこだわっている。フロア材には、メイプル、ヒノキ、ナラ、ウォールナットなどを用いる。

等々力の一等地のデザイン

現在10棟目の物件の工事を手掛けている。等々力駅から徒歩7分の一等地に建てられた「ユニテ等々力溪谷」は、組合員（施主）への引渡しを2日前に控えて工事の真っ最中だった。著名芸能人が住んでいたという敷地で、震災後の7月から募集を開始し、当初は15件中5件しか集まらなかったが、上棟後建物の全体像が分かるようになり、加えて好景気が後押しして、今年2月以降に6件集まり計12戸が決定。一旦募集を完了し、残り3戸はパートナー会社が分譲することになった。4〜5カ月の短工期なので開口部、リビングの配置はそのままにした。

建具を見ると、ネコ用のドア出入り口で動線作りをしたり、アンティークドアの塗装を裏表で変えたりと様々な工夫が見られる。今回はテイストやデザインにこだわる施主に応えるために国産杉無垢フローリングを取り寄せたり、日本初のエストニア産3D加工のフロアを採用した。シナベニアやナラの突き板のドアはペンキ拭き取りクリア塗装。メンテナンスマンサンドペーパーでこすれば良いだけなので施主からも好評だ。

一般社団法人格を取得 新体制で木材加工業を振興

日本木製ドア工業会

日本木製ドア工業会（野中晃理事長）は6月24日、東京都豊島区のサンシャインシティ文化会館で一般社団法人としての第1回通常総会を開催した。

通常総会の冒頭、野中理事長が挨拶する野中理事長



挨拶する野中理事長

挨拶。野中理事長は「一般社団法人日本木製ドア工業会が設立した背景には、一つ目は木材加工業者が減少する中で業界のためになる施策が必要であること、二つ目は他の産業に比べて木材系のグローバル化が遅れていることが挙げられる。環境保全の観点から国産材の有効活用が唱えられ、木材利用ポイント制度も開始されているが、林業の衰退が進んでいることもあり、木材加工業界の真の復活につながっていない。こうした状況下、木材加工業界の復活に向けた事業を展開したい。国内の木材加工業者の課題は①雇用・人材育成・事業継承、②設備投資、③経営・資金繰り、④国際競争と国際協調、以上4つの課題がある。それらに対する業界団体を作り、課題を一日も早くクリアできるよう事業を進めていく」と、木材加工業界が抱える現状の課題を指摘し、課題克服の目的から法人格を有する工業会を設立した背景を説明した。

総会では工業会設立趣旨、新規の定款の承認、平成25年度活動計画及び予算、設立時理事及び監事の承認、会員区分と入会金及び年会費の設定などの議案を協議。全議案を可決承認した。設立趣旨では、前身である日本木製玄関ドア工業会から目指してきた業界に資する組織としての基本精神に基づき、①木製ドアに関する一般認識向上の支援、②木製ドアに関する統計の作成及び資料の収集並びに情報の提供、③木製ドアの品質、性能、機能などの基準の提案及

び改定提案の推進、④木製ドアの技術・品質及び規格に関する研究会及びセミナーの実施、⑤木製ドア工業に従事する者を対象とする人材育成、⑥前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業、以上6項目を基本方針に設定。平成25年度の事業計画には木製ドアの生産から廃棄までの二酸化炭素放出量の計算式の産出、新規ホームページの作成、国内や海外の団体との情報交換などの事業を盛り込み、木工業に関係する性能的な自主表示対応などを進めていく。

建設工事紛争取扱状況 申請・取扱共に昨年より減少

国土交通省

国土交通省は7月12日、平成24年度の建設工事紛争取扱状況を発表した。

平成24年度の申請件数及び取扱件数は、申請件数が合計で155件、取扱件数が合計で286件。昨年度に比べて申請件数は9件減少、取扱件数も2件減少した。内訳を見ると、中央審査会への申請件数は50件。このうち斡旋3件、調停40件、仲裁7

件の内容であり、調停の件数が8割を占めている。中央審査会の取扱件数は83件であり、斡旋6件、調停60件、仲裁17件。こちらも調停が大多数となっている。一方、都道府県審査会への申請件数は105件。このうち斡旋が7件、調停67件、仲裁31件の内容であり、調停が6割以上であるが、仲裁も3割を占める。都道府県審査会の取扱件数は203件であり、斡旋17件、調停114件、仲裁72件の内容。こちらは調停が半数以上の件数であるものの、ここ数年の傾向として仲裁の件数が増えている。